最終更新日：2018年6月28日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
代表取締役社長 中山 義人
問合せ先：取締役 管理本部長 鈴木 誠
証券コード：3850
http://www.intra-mart.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会に対して企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保ならびにコンプライアンス遵守の経営、また効率的な経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。また、社外の専門家（公認会計士、弁護士等）からの意見も参考とし、透明性の実現と管理体制の強化を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】
当社は、現行の機関投資家及び海外投資家持株比率と当社への議決権行使比率を鑑み、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や、招集通知の英訳を見合わせております。今後上記の状況に変動があった場合は改めて検討したします。

【補充原則3－1－2】
当社は、現行の海外投資家持株比率を鑑み、英語での情報の開示・提供は見合わせております。今後上記の状況に変動があった場合は改めて検討したします。

【原則4－8】
独立社外取締役は1名ですが、監査役や経営陣との連携や重要事項決定時の意見・助言等独立取締役としての責務を十分に果たしております。従いまして、経営に対する監督は機能していると考えておりますが、今後の経営環境の変化や事業展開等必要に応じ独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【原則5－2】
当社は決算発表等を活用し、経営戦略や経営計画の説明については可能な限りわかりやすい説明を心がけております。しかしながら、現時点で、収益力や資本効率等に関する具体的な目標の提示は行っておりませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】
当社は、政策保有株式については、原則保有しないことを基本方針としております。現在においても、政策保有株式は保有しておりません。

【原則1－7】
当社は、NTTグループ会社役員を含む関連当事者との取引を行うにあたっては、市場価格等を勘案し相手方と交渉の上、一般の取引先と同等の条件で価格等を決定する事を原則としております。
また、その他の関連当事者との取引のうち重要なものについては、社内規程等に則り法務部門等による審査を行うとともに、「取締役会規程」において取締役会の承認事項としたうえ取引毎の実績を報告事項とすることにより、当社及び少数株主の利益を害する事のないように独立社外取締役を含む取締役会が監視を行っております。

【原則3－1】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画については、当社ウェブサイトに掲載の「通期決算説明資料」に記載しておりますので、以下URLをご参照ください。
通期決算説明資料：http://www.intra-mart.jp/ir/news.html

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書「1．1基本的な考え方」をご参照ください。また、基本方針については、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下URLをご参照ください。
コーポレート・ガバナンス　基本方針：https://www.intra-mart.jp/ir/governance.html

（3）当社は、取締役の報酬は、以下の方針及び手続にて決定いたします。
① 社外取締役を除く取締役の報酬については、業績等を勘案し、取締役会にて決定いたします。
② 業務執行取締役は、会社業績と報酬の連動性を高め、よりメリハリの聞いた報酬の仕組み　とするため、月額報酬の一部を役員持株会に拠出いたします。ただし、役員就任時点で当社株式を相応に直接保有している場合等は個別に検討いたします。
③ 社外取締役の報酬は月額固定制といたします。
④ 取締役の報酬決定の際は、取締役会の開催に先立ち親会社及び独立社外取締役に対し報酬 内容の説明を行い、適切に助言を得たうえで株主総会にて決議された額の範囲内で、取締役会にて決議するものといたします。

（4）当社の取締役は、以下の方針及び手続により選任いたします。
① 独立社外取締役を除く取締役は、当社の発展に寄与する幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、経営センスと意欲のある人材から選任いたします。
② 取締役の選任議案については、取締役会の開催に先立ち親会社及び独立社外取締役に対し　説明を行い、適切に助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議いたします。

【補充原則4－1－1】
取締役会は、法令で定められた事項、および会社経営に関する重要事項等「取締役会規程」に　定めた事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。また取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の意思決定については、社内の規程に基づき、代表取締役および業務執行取締役等に対し委任しております。

【原則4－9】
当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立基準に加え、独自の基準を満たす独立社外取締役及び独立社外監査役を選定しております。当社の基準の詳細については以下をご参照ください。
<独立性基準>
1．現在または過去10年間において当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者でないこと
2．当社の現在の主要な株主（総議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者でないこと
3．当社の主要な取引先（年間取引額が、当社連結売上高の2%を超える取引先または年間　仕入額が当該会社の連結売上高の2%を超える仕入先）の業務執行者でないこと
4．当社の主要な借入先（年間借入額が、当社総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者でないこと
5．当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家でないこと

【補充原則4－11－1】
当社の取締役会は、専門分野等のバランス及び多様性を考慮した構成とし、定款の定めに従い7名以内といたします。

【補充原則4－11－2】
取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けており、上場会社の役員の兼職については合理的な範囲であると考えております。
取締役・監査役の重要な兼職状況についての詳細は、当社ウェブサイトに掲載の「定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、以下URLをご参照ください。
定時株主総会招集ご通知：http://www.intra-mart.jp/ir/news.html

【補充原則4－11－3】
当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、すべての取締役・監査役に対し、取締役会の構成、取締役の活動状況および取締役会の運営状況など取締役会の実効性に関するアンケートを実施しております。
評価・分析についてはアンケートの回答を踏まえ、取締役会において、取締役会全体の実効性に関する評価・分析を審議しております。その結果として、取締役会の実効性については十分な実効性が確保されていると評価しております。

【補充原則4－14－2】
取締役・監査役については、事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有している者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行います。また、就任後はコンプライアンスやコーポレート・ガバナンス、市場動向、国内外の経済・社会問題など多岐にわたる研修の機会を提供いたします。

【原則5－1】
当社は、持続的な企業価値向上に向け、経営・財務情報をはじめ非財務情報を含めた適時適切な情報開示を務めるとともに、以下の方針に従い、株主・投資家の皆さまとの建設的な対話を通じた長期的な信頼関係の構築に努めてまいります。
【株主との建設的な対話を促進するための方針】
（1）株主との対話の統括は原則、管理本部担当取締役が行います。
（2）株主との対話を補助するため、IRの担当部門を定めます。またIRの担当部門を中心として社内関係各部署と密接に連携の上、積極的なIR活動を推進します。
（3）機関投資家向け事業説明会を定期的に開催いたします。また、当該説明会資料は遅滞なく当社ウェブサイトに掲載し、個人投資家への周知を図ります。
（4）投資家説明会や株主総会、日々の問合せの中で把握された株主の意見等は、必要に応じ経営陣幹部へ報告を行います。
（5）インサイダー情報については内部者取引規程に基づき、厳格に管理いたします。また、規程　変更時には役職員向けに勉強会等も実施します。

以　上

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	2,320,000	46.82
中山 義人	575,100	11.60
株式会社NTTドコモ	500,000	10.09
MSIP CLIENT SECURITIES	112,300	2.26
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	60,000	1.21
株式会社日立ソリューションズ	60,000	1.21
NECネクサソリューションズ株式会社	60,000	1.21
星川輝	42,000	0.84
西華産業株式会社	40,000	0.80
富士ゼロックス株式会社	40,000	0.80

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ （上場：東京）（コード） 9613

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下、「ＮＴＴデータ」という。）であります。ＮＴＴデータの議決権所有割合は、現在46.8%であり、議決権の所有割合は50%以下でありますが、実質的な支配基準により、同社は当社の親会社であります。また、ＮＴＴ データの支配株主はその親会社である日本電信電話株式会社（以下、「ＮＴＴ」という。）であります。
当社の売上高に占めるNTT データグループの割合は約4割であります。個別の取引条件については他の企業同様、全て規程に則り手続きし、決定することにしております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、事業運営における重要な問題については、ＮＴＴデータとの協議、もしくはＮＴＴデータに対する報告を行っております。ただし、日常の事業運営では相互に自主・自律性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ち、持続的な成長、発展を図り、業績の向上に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊藤　卓	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤　卓	○	―――	弁護士としての豊富な経験と専門知識を当社のコンプライアンス強化に活かしていただくため選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は監査計画等、中間、年度監査の経過報告等を通じて、密接なコミュニケーションを図っております。
当社は、管理本部内に独立した専任の内部監査の担当者を配置し、年間監査計画に基づき、全部門を対象とした内部監査を定期的に実施しております。
監査役は、定期的に当該担当から内部監査結果の報告を受けるとともに、往査計画の擦り合わせ、その他情報の共有を行い効率的な監査及び監査品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川畑　文昭	他の会社の出身者										△			
林　繁男	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川畑　文昭	○	―――	豊富な業界経験と幅広い見識を当社の経営監視体制の充実に活かしていただくため選任しております。
林　繁男	○	―――	外部の視点と経験を活かし、企業の健全性を確保、透明性の高い公正な経営監視体制を確立するため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

報酬については業績等を勘案して決定しております。
また、会社業績と報酬の連動性を高め、よりメリハリの効いた報酬の仕組みとするため、月額報酬の一部を役員持株会に拠出することによる株式取得（購入）制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

監査役報酬も含め、社内役員、社外役員の別に各々の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会・監査役会事務局として管理本部が窓口として対応しており、必要に応じ、取締役・監査役の職務を補助しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会を毎月一回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。
また当社では、常勤役員、各グループ責任者、及び主要な社員が中心となりリーダー会議を毎週一回、経営会議を随時開催しております。リーダー会議では経営に関する情報のスピーディーな伝達及び理解、共有化、各グループの検討懸案事項等の確認・解決、及び予算達成状況の報告や具体的案件の進捗状況の報告、課題の協議等を行っており、経営会議では経営に関する特に重要な事項について審議を行っております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役会は原則毎月一回の開催により、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。また、各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席する他、業務執行状況の監査を適宜実施しております。

当社の会計監査は、会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任しており、有限責任あずさ監査法人は監査契約に基づき、会計監査を行っております。業務執行した公認会計士は、指定社員・業務執行社員である桑本義孝氏及び東大夏氏の2名であり、監査業務の補助者は公認会計士4名、他10名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用しており、現在の経営体制は取締役5名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。

当社が監査役会設置会社制度を採用している理由は、前提と致しまして、公開会社でありかつ大会社である当社は、会社法上、委員会設置会社の形態をとらないかぎり、監査役会を設置することが義務付けられていることによります。この点、業務執行における協議機関に常勤監査役が出席することとなっていること、監査役会が全て社外監査役で構成され独立性が保たれていること、財務・会計に関する知見を有する監査役を選任していることなどから、監査役会の監督機能は十分に機能しております。
加えて、取締役1名及び監査役のうち2名は独立役員としての資格を有しており、また、社外取締役を1名選任しております。

当社は、業務執行体制の強化を目的に平成25年4月より執行役員制度を導入しており、経営の意思決定の強化を図るとともに、経営監視機能・業務執行力を強化し、さらなるコーポレートガバナンスの徹底を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第19回定時株主総会は平成30年6月15日に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの定期的説明会は年2回以上開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページに、決算情報及び適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部にIR担当者を選任しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築に関する基本方針
当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

1、取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
・企業倫理については、NTTデータグループ倫理綱領に基づき、法令遵守を含む取締役及び社員の行動指針とする。
・適法・適正な事業活動のため、法務部門によるリーガルチェックを実施する。
・反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。
・健全な経営に向け、匿名・記名を問わず社員等からの情報を反映する内部通報制度を設け、通常の業務執行とは異なる情報伝達経路を確保することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱いを受けることがないことを確保するための体制を整備する。
・内部監査部門は、監査役・会計監査人と連携・協力の上、業務執行から独立した立場で内部監査を実行し、その結果を代表取締役社長に報告する。
・金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行う。

2、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・法令・定款、各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、適切に保存及び管理を行う。

3、損失の危機の管理に関する規程その他の体制
・予見可能なリスクを未然に防止するため、相互に監視及びチェックできる体制を整備し、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
・発生したリスクは、管理本部において総合的に把握し取締役会等へ報告、検討の上、迅速かつ適切な措置を講じる。

4、取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
・組織の構成と各組織の職務範囲を定める組織規程及び権限の分掌を定める権限規程により、担当部門、職務権限、意思決定ルールを明確化する。
・取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
・執行役員制度により効率的な業務執行等を図るとともに、経営会議規程を定め、代表取締役社長が的確な意思決定を行うため、代表取締役社長及びその指名する役員等で構成する経営会議を随時開催する。

5、当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社の親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、同社との間の取引等について、法令に従い適切に行うこと等を基本方針とする。
・子会社とは、一定の重要事項について、当社との間で協議又は報告を行わなければならないものとする。
・子会社の健全性の確保の観点から、当社内部監査部門によるモニタリングを行う。
・当社と子会社間の取引等について、法令に従い適切に行うことはもとより、適正な財務状況報告が行われる体制を整備する。
・各子会社毎に自立的な経営を行なうとともに、当社経営会議においてグループ全体の経営状況をモニタリングすることにより、効率的かつ効果的なグループ経営を推進する。
・不祥事防止のため、社員教育や研修等を実施するとともに、匿名・記名を問わずグループ会社の社員等からの情報を反映する内部通報制度を設置することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないことを確保するための体制を整備する。

6、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に対する事項及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するため、監査役の職務を補助すべき社員の設置を監査役が必要としたときは、当該社員が置かれる指揮命令系統・当該社員の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整えた上で、補助する社員を置くものとする。

7、取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するため、監査役が出席する会議、閲覧する資料、定例的又は臨時的に報告すべき当社と当社グループ会社に係る事項等を取締役と監査役の協議により定め、これに基づいて適宜報告を実施する。
・監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ取締役及び社員に説明を求める権限を有する。
・取締役及び社員は、各監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
・各監査役の求めに応じ、取締役、会計監査人、内部監査部門等はそれぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
・監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当該請求に基づき支払いを行なう。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「1 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」第4項に記載のとおり、「反社会勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる」こととしております。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、新たな取引先と取引を実施する際に、当該取引先企業が反社会的勢力もしくは反社会的勢力と関りがないかを個々に確認し、直接的もしくは間接的に反社会的勢力と取引を実施することのないよう、留意しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点では買収防衛策導入の予定はございません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1．基本方針
当社は、株主をはじめとする利害関係者に対して企業情報開示の網羅性、適正性、及び適時性の確保を目的に金融商品取引法、その他の法令及び東京証券取引所が定める会社情報の適時開示に関する規則を遵守し適時に情報の開示を行ってまいります。また、適時開示規則に定める開示義務に該当しない会社情報であっても投資家の投資判断や得意先との取引等に影響を及ぼすと判断される情報については積極的に情報開示を行ってまいります。

2．会社情報の適時開示に係る社内体制
(1) 重要事実に関する情報が発生した場合には、各グループの責任者は情報開示責任者（取締役　管理本部長）に直ちに報告します。
(2) 報告を受けた情報開示責任者は、当該事象に関し関連部署の確認を行い、リーダー会議の中で協議のもと重要性及び適時開示の要否を検討します。なお、発生事実に関して早急な適時開示が必要だと判断される場合、社長及び必要に応じて関連グループの責任者を招集し、上記の要否を検討します。
(3) 適時開示が必要と判断された重要事実のうち、決定事実･決算情報については取締役会で決議し、発生事実については代表取締役社長が内容を確認･承認します。
(4) 情報開示責任者は、決定事実･決算情報については取締役の決議後、発生事実については社長の承認後、速やかに適時開示（東京証券取引所においてＴＤｎｅｔへの登録、資料投函及び記者発表等）を行います。

3．社員の教育
管理本部は、社員に対する教育を実施し、情報開示が要求される事項についての理解を徹底させ、網羅的な情報収集を行えるように努めてまいります。